

(仮称) 習志野市こども計画（令和7年度～令和11年度）（案）の概要

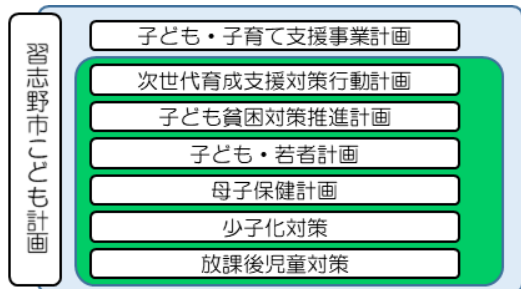
令和6年11月13日
第1回福祉問題審議会
協議事項2
こども政策課

1. 計画の位置づけ・計画期間

こども・若者施策及び少子化対策を総合的に推進するため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「少子化対策」などを包含することで、より総合的・一体的な計画として策定します。

【計画期間】

令和2年度 (2020)	～	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	～	令和11年度 (2029)
習志野市子ども・子育て 支援事業計画			習志野市こども計画		



2. 基本理念・基本視点・基本目標《施策体系》

基本理念	こども・若者の健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野						
基本視点・基本目標							
自律力	こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち						
家庭力	家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち						
地域力	地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち						
	<table><tr><th>基本方針</th><th>基本施策</th></tr><tr><td>こども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実</td><td>①こども・若者の権利擁護の推進 重点施策 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実</td></tr><tr><td>こどもが健やかでたくましく成長できる 教育・保育環境の充実</td><td>①教育・保育の環境整備の推進 重点施策 ②教育・保育活動などの充実</td></tr></table>	基本方針	基本施策	こども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実	①こども・若者の権利擁護の推進 重点施策 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実	こどもが健やかでたくましく成長できる 教育・保育環境の充実	①教育・保育の環境整備の推進 重点施策 ②教育・保育活動などの充実
基本方針	基本施策						
こども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実	①こども・若者の権利擁護の推進 重点施策 ②こども・若者の自立に向けた支援の充実 ③こども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実						
こどもが健やかでたくましく成長できる 教育・保育環境の充実	①教育・保育の環境整備の推進 重点施策 ②教育・保育活動などの充実						
	<table><tr><th>基本方針</th><th>基本施策</th></tr><tr><td>安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実</td><td>①こどもと親の健康支援の推進 重点施策 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実</td></tr><tr><td>すべての家庭が安心して子育てができる 環境の充実</td><td>①多様なニーズに応える保育サービスの推進 重点施策 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実</td></tr></table>	基本方針	基本施策	安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	①こどもと親の健康支援の推進 重点施策 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実	すべての家庭が安心して子育てができる 環境の充実	①多様なニーズに応える保育サービスの推進 重点施策 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実
基本方針	基本施策						
安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	①こどもと親の健康支援の推進 重点施策 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要なこどもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実						
すべての家庭が安心して子育てができる 環境の充実	①多様なニーズに応える保育サービスの推進 重点施策 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実						
	<table><tr><th>基本方針</th><th>基本施策</th></tr><tr><td>地域における子育て・子育て支援拠点の 充実</td><td>①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進 重点施策 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実</td></tr><tr><td>地域における多様なネットワークの活用 と充実</td><td>①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実</td></tr></table>	基本方針	基本施策	地域における子育て・子育て支援拠点の 充実	①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進 重点施策 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実	地域における多様なネットワークの活用 と充実	①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実
基本方針	基本施策						
地域における子育て・子育て支援拠点の 充実	①地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進 重点施策 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実						
地域における多様なネットワークの活用 と充実	①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実						



3. 重点施策

前計画からの課題や本計画の策定にあたり実施したニーズ調査等を踏まえ、次の重点施策を設定し、取り組みます。

※各重点施策には、計画の実施状況の把握・点検のため、成果目標及び取り組み目標を設定

基本視点	重点施策	事業の概要
1. 自律力	こども・若者の権利擁護の推進	●いじめの未然防止、解消に向け、生徒指導体制の充実を図り、メール相談やアンケート等による相談しやすい環境づくりや早期発見・早期対応に努めます。 ●虐待等の予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。また、支援が必要な家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。 ●ヤングケアラーがいる家庭を早期に把握し、必要とする支援につなげることができるよう、継続的な広報・啓発活動を行い、認知度向上に努めます。また、対象家庭には、必要に応じて家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行うことで、不安や負担を軽減します。
	教育・保育の環境整備の推進	●保育施設の整備により待機児童を解消し、今後の開発に伴う保育需要の増加に対しては、既存施設を活用しつつ、適切な施設整備を行います。また、働きやすい環境の整備等により保育人材を確保し、こどもを安心して育てることができる環境整備を図ります。 ●放課後児童会への小学校4年生以上の入会希望の増加等に対応するため、引き続き必要な環境整備を進め、待機児童ゼロを維持します。また、放課後児童支援員等の確保と安定的な運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。 ●学校施設の大規模改修等を計画的に実施し、安全で潤いのある教育環境の整備を図ります。また、こども達の切実なニーズに応えるため、学校体育館等へ空調を設置します。
2. 家庭力	こどもと親の健康支援の推進	●妊娠届出時の面接、妊娠8か月の相談支援、こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業、健康相談等で身近な相談機会を提供し、妊娠中から就学までの切れ目ない支援を行います。 ●妊婦健診等により安全で安心な出産を支援するとともに、乳幼児期の健康診査では、こどもの発育・発達状況を確認して、課題や不安の早期発見、相談支援を行います。また、5歳児健診を新たに実施し、就学を見据えた適切な相談支援につなげます。 ●成長・発達に不安があるこどもとその家庭に対して、気持ちに寄り添い、不安軽減につながる相談支援を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を作成し、乳幼児期から学齢期に向けて一貫した継続的なサポートを実施します。
	多様なニーズに応える保育サービスの推進	●「こども誰でも通園制度」を開始し、育児負担等の軽減と、すべてのこどもが多様な人・環境と関わる機会等を提供します。 ●一時保育の利用枠を拡大するとともに、市立施設におけるLINE予約を推進することで利用者の利便性を向上し、使いやすい保育サービスを提供します。 ●ファミリー・サポート・センター事業において、育児・家事支援等の多様なメニューの提供に加え、提供会員の確保や手続きの改善に取り組み、使いやすさの向上を図ります。
3. 地域力	地域におけるこども・若者の居場所づくりの推進	●放課後子供教室未設置校への設置を推進し、全市立小学校にて実施します。また、全校で放課後児童会との校内交流型で実施するとともに、高学年を含め、幅広い児童から選択される居場所を目指します。 ●他の公共施設においても、こども・若者の居場所となりうるスペースの充実を図り、遊び場や学習の場などを提供していきます。 ●子ども食堂活動のさらなる活性化に向けた連携や運営支援を行い、地域の力によるこどもの居場所づくりを推進します。

4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

本計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「必要量」及び「確保方策」を定める必要があることから、本計画では、次の事業に係るニーズ調査等で把握した「必要量」に対応する「確保方策」を設定し、計画期間において適切なサービスの供給体制が確保されるよう取り組みます。

区分	事業名		
教育・保育	教育(1号認定)	保育(2号・3号認定)	
	延長保育事業	放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)
	一時預かり事業	利用者支援事業	子育て短期支援事業(ショートステイ)
地域子ども・子育て支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	病児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業	妊婦健康診査事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	産後ケア事業	子育て世帯訪問支援事業
	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)